

平成29年度行政監査（テーマ監査）の結果の公表について
地方自治法第199条第2項の規定に基づき平成29年度行政監査（テーマ
監査）を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果について別紙の
とおり公表する。

平成29年8月16日

上三川町監査委員 館野治信

上三川町監査委員 石崎幸寛

行政監査（テーマ監査）の結果について

1 監査期日

平成29年7月6日（木）、7日（金）

2 監査のテーマ

補助金について

3 監査の対象

平成28年度に執行された補助金

歳出予算科目の19節「負担金、補助及び交付金」のうち、負担金や交付金を除く補助金【町単の補助金（まちづくり補助金）】とする。

4 監査対象課及び予算科目

所 管 課	監 査 対 象 予 算 科 目 【H28 補 助 金】
総 務 課	2-1-4 交通安全対策費【下野地区交通安全協会 800 千円】 2-1-5 防犯費【防犯協会 160 千円】 9-1-2 非常備消防費【女性防火クラブ 180 千円】
福 祉 課	3-1-3 人権推進費【保護司会 145 千円】 〃 【更生保護女性会 30 千円】
産 業 振 興 課	6-1-3 農業振興費【農業団体活動促進事業 100 千円】 〃 【干びよう推進対策事業 500 千円】 6-1-4 畜産業費【家畜防疫対策事業 189 千円】 〃 【家畜導入推進事業 60 千円】
生 涯 学 習 課	10-5-1 保健体育総務費【体育協会 2,500 千円】 〃 【学童野球大会 150 千円】 〃 【しらさぎ駅伝競走大会実行委員会 1,300 千円】 〃 【しらさぎマラソン大会実行委員会 3,290 千円】

5 監査事項（着眼点）

補助金等審査委員会において審査された補助金について、事務処理は、能率的、効率的に行われているか、事務の執行は、法令（条例、規則、要綱含む。以下同じ。）に基づき適正に行われているか、社会・経済情勢や行政需要の変化への対応はなされているか等、次の事項により監査を行う。

- (1) 事業の変更、終了等に伴う補助金の更改、廃止は適切に行われているか。
- (2) 終期の設定（時限性）がなされる必要性はないか。
- (3) 補助金の他に行政効果を向上させる方法はないか。
- (4) 行政の守備範囲と補助対象団体の守備範囲は区分され、運用されているか。
- (5) 運営費、事業費が補助対象となっている場合、その中で特定の経費が基準を著しく上回っている、又は下回っていることはないか。
- (6) 補助対象団体は、単に補助金をその傘下団体に配分するだけの組織となっていないか。
- (7) 補助金の交付団体に対する指導は、適切に行われているか。
- (8) 低額な補助金で、効果に疑問のあるものはないか。
- (9) 補助対象事業の実績確認は、適正に行われているか。

6 監査結果

(1) 総評（全体）

事前に提出された資料及び各課へのヒアリングによる監査の結果、それぞれの補助金の必要性は十分に感じられるが、一部、事務処理等において是正・検討すべきものがあるので対処されたい。

また、平成27年度に行われた行政監査における結果に対する対応が不十分であるため、今後の事務の執行等に関し、留意等されたい。

なお、指導事項等（(2)個別を含む）については、それに対する措置、対応等について、9月14日（木）までに書面にて報告されたい。

※ 措置、対応等について

9月14日の期限までに措置、対応そのものを求めるものではなく、今後の方針、考え方、スケジュール等について、報告を求めるものである。

【指摘事項】

なし

【指導事項】

○ 事務処理のチェック体制が十分ではないと思われるため、補助金制度の透明性を確保する観点から、次の事項について対応されたい。

ア 補助金等基本条例施行規則（以下「補助金規則」という。）どおりの申請・実績報告がされていないにもかかわらず、補助団体に対し、指導等がされていない。特に、平成27年度行政監査の結果により、平成27年に改正（平成28年4月施行）された補助金規則に対応していない。

このことから、補助金制度を総括する企画課において各所管課に対し、今まで以上に関係例規及び事務処理について、周知徹底されたい。

また、今回の監査対象外であった補助金についても、企画課において関係例規どおりに事務処理がされているか確認・点検されたい。

イ 各所管課においては、補助団体に対し、改正後の関係例規の周知徹底を図るとともに、実績報告等の誤りについては再提出させるなど、速やかに対応されたい。

ウ 実績報告の確認・審査を徹底されたい。

(ア) 添付書類の「支出内容及び金額を確認できる書類」が一部不明確、不鮮明なものが見受けられたので、補助金等基本条例第6条に定められた基本原則に則り、審査、指導されたい。

なお、内容が確認できない場合は、条例等に基づき補助団体に対し検査等されたい。

(イ) 添付書類の「事業報告書」における「自己評価」について、単に当該年度の事業実績のみを記載しているものが見られるので、目標に対する結果等を記載させるなど、補助団体に対し指導されたい。

- (ウ) 添付書類の「収支決算書」において、補助金を返還する場合の記載方法について統一されていないので、企画課において各所管課に周知されたい。
- また、それを受け、各所管課においては、補助団体に対し指導されたい。

【検討事項】

- 今後の補助金制度の在り方等について、次の事項について検討されたい。
 - ア 補助対象経費の基準を明確にされたい（基準の作成等）。
 - イ 補助団体の事務局を町が担っている場合があるが、可能な限り自立を促されたい。
 - ウ 企画課においては、補助金規則第19条の規定により補助金を交付請求する場合の「概算払い」「前金払い」の解釈の違いを明確にし、各所管課に対し周知されたい。

【意見】

- 今後の事務執行にあたり、次の事項について留意等されたい。
 - ア 事業計画に対し、交付申請が遅い補助団体が見受けられるので、当該団体に対し適切な時期の申請を提案されたい。
 - イ 実績報告に支障のある時期に総会を開いている補助団体があるので、当該団体に対し時期の見直しを提案されたい。
 - ウ 所期の目的を達成した現行の補助金を見直し、社会・経済情勢や行政需要の変化に対応するための新たな制度を創設するなど、スクラップ・アンド・ビルドによりメリハリのついた補助金制度にされたい。

(2) 個別

【検討事項】

- ※ 事務処理上の誤謬及び注意事項等で、監査時においてその都度指摘しているものについては、記述を省略している。
- 次の事項について検討されたい。
 - ア 体育協会の自立について、独立している先進団体を参考に、速やかに（今

年度から) 検討されたい。【生涯学習課】

イ 学童野球に対する補助と体育協会に対する補助の関係性を、速やかに整理されたい。【生涯学習課】

【監査結果の区分】

1 指摘事項等

(1) 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、財政的援助等を与えているものの出納その他の事務等が適切でないもの。

(2) 指導事項

指摘事項に至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導・改善を即すもの。

(3) 検討事項

監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に、検討を即すもの。

2 意見

指摘事項等にはあたらないが、事務の執行等に関し、留意すべき事項又は改善の余地があるもの等への、監査委員としての意見（今後の事業運営の参考にされたい。）